

第 8 1 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成19年 4月26日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、名古屋市立天白小学校の校長及び同市立天白中学校の校長（以下「本件小・中学校長」という。）が、平成19年度全国学力調査に並行して実施された学校質問紙への回答（以下「本件回答」という。）の内容のわかるものの公開請求を行った。
- 2 同年 5月10日、実施機関は、上記の公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同月18日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨
本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。
- 2 審査請求の理由
審査請求人が審査請求書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。
 - (1) 本件回答は、すでに文部科学省に送付してしまい存在しないとのことだが、本件回答に関しては、あらかじめ本件小・中学校長に対し、写しを取っておくよう依頼しておいたので、写しが存在しているはずである。
 - (2) 本件回答は、公的文書であり、私的なものではなく、公的立場にあるものが公的に答えたものである以上、市民に対して公開すべきものである。校長が学校をどのように評価しているかを知ることのできる文書であり、市民として知っておきたい内容である。

- (3) 親と地域が協力して学校を運営していこうと思ったら、学校がどのような教育を行っているのか、情報を共有したうえで方針を立てていかななくてはならない。そのため、学校が自らの情報を積極的に公開していくことは、多くの人が学校運営に協力し、学校を良くしていくために不可欠である。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

本件回答は本件小・中学校長の個人的な見解によるところが小さくないため、組織として共有すべき内容のある文書とは認められない。学校質問紙の設問は択一式であったため、文部科学省からその回答内容について照会される可能性が極めて小さいと考えられる。学校質問紙等は厳重に保管し、機密の漏洩がないようにと文部科学省から依頼されていた。これらのことから、本件小・中学校長は本件回答の写しを取らなかった。

また、一般に、照会文書に対する回答を作成する際、決裁文書に当該回答の写しを添付することがあるが、本件回答の作成に当たっては、決裁がとられていない。これは、学校質問紙がアンケートの類であるとともに、その設問のいくつかは校長の個人的な見解に基づいて回答するものとなっていたことから、上司の承認や決裁を経ることにそぐわないと判断されたためである。

以上のことから、本件回答の写しは存在しない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件審査請求の対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件審査請求の対象となる行政文書について

- (1) 審査請求人が請求している行政文書は、本件回答の内容がわかる文書である。

- (2) 学校質問紙は、文部科学省から全国学力学習状況調査の実施にあたり、学校の教育活動全般についての取り組みや学校の人的、物的整備の状況について調査するため、各学校に配布されるものであり、その調査は、平成19年度から行われている。回答者は校長であり、回答方法は番号選択方式である。質問には、校長の個人的な見解に基づいて答える項目も含まれている。

- (3) 校長が本件回答を文部科学省に送付した経緯について、次の事実が認められる。

ア 名古屋市教育委員会事務局学校教育部指導室（以下「指導室」という。）

は、文部科学省が名古屋市立の各小中学校に学校質問紙を送付した旨の連絡を受けたが、校長がその回答をするにあたって、写しを取るように指示をしなかった。また、校長が本件回答の写しを取ったか否かの把握もしていない。

イ 本件小・中学校長は、文部科学省及び指導室から本件回答について写しを取るという指示がなかったことや、機密漏洩防止の観点から、本件回答の写しを取らず、本件回答を文部科学省に送付した。また、送付する際に、写しを取るか否かについて指導室に相談することもなかった。

(4) なお、当審査会が本件小・中学校長に対し、本件回答を作成するにあたって使用した学校質問紙の原本（以下「本件質問紙」という。）の提出を求めたところ、名古屋市立天白中学校の校長は、本件回答の提出後、本件質問紙を破棄していた。

また、名古屋市立天白小学校の校長は、本件回答の作成にあたり、本件質問紙に、図書の冊数及び体力テストについてのみ記載を行っているが、この記載は当該校長が備忘的に記載したにとどまっており、組織的に用いるものではないことから、当該校長の使用した本件質問紙は、本件審査請求の対象となる行政文書には該当しない。

(5) 以上のことから、本件審査請求の対象となる行政文書は、存在しないと認められる。

3 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

4 審査会の要望

本件回答は、公的立場にある校長が、学校の教育活動全般についての取り組みや学校の人的、物的整備の状況について回答するものであり、校長個人に対する単なる私的なアンケートとは性格を異にするものと考えられる。したがって、本件回答の内容がわかる文書が一切残されておらず、校長が回答の内容を把握していないということは、次回以降の同様の調査において回答する際に参考とすることができないなど、事務処理上、疑問が残るところである。当審査会としても、実施機関に対し、情報の適切な保存、管理がなされるよう要望するものである。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成19年 5月28日	諮問書の受理

6月 1日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
7月 3日	実施機関の弁明意見書を受理
7月 5日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成20年 4月 8日 (第 89回審査会)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
6月13日 (第 91回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
7月18日 (第 92回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
8月12日 (第 93回審査会)	調査審議
平成21年 9月 8日 (第105回審査会)	調査審議
9月17日	答申